

## 実践メニューにおいて開発した成果物使用要領

### （目的）

第1条 この要領は、天草地域雇用創出協議会（以下「協議会」という。）が実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）の実践メニューにおいて開発した成果物（以下、「成果物」という。）を、協議会以外の者が使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

### （使用者の基準）

第2条 成果物を使用できる者は、実践事業の趣旨を理解し、雇用創出に向けて意欲のある天草地域内の事業者とする。

### （使用の基準）

第3条 成果物を使用するものは、本要領を遵守しなければならない。

2 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成果物の使用を認めない。

- （1）成果物を使用しようとする者が天草地域外の事業者である場合
- （2）協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （4）その他協議会が不適當と認めた場合

### （使用の届出）

第4条 成果物を使用しようとする者は、別記様式第1号の使用届出書及び別記様式第2号の誓約書により、あらかじめ協議会に届け出なければならない。

### （使用の制限及び中止等）

第5条 協議会は、必要があると認める場合は、成果物を使用しているものに対して使用の制限及び中止等を指示することができる。

### （経費等の負担）

第6条 成果物の使用は無償とする。

2 協議会は、成果物を使用した者に対してその使用に係る経費又は役務を負担しない。

### （損失補償等の責任）

第7条 協議会は、成果物の使用に起因する事故及び損害、損害にかかる補償等について、一切の責任を負わない。

### （情報の公開）

第8条 協議会は、第4条の届出の情報を公開することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、成果物の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月9日から施行する。